

浦安市奨学支援金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月23日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市規則第72号

浦安市奨学支援金支給条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市奨学支援金支給条例施行規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号中「3.0」を「3.5」に改め、同条第2項中「3.8」を「4.5」に改める。

別記第1号様式中「浦安市長 様」を「（宛先）浦安市長」に改める。

別記第3号様式中「浦安市長 様」を「（宛先）浦安市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式及び第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項及び第2項の規定は、令和4年4月1日以後に在学1年目として浦安市奨学支援金支給条例（平成27年条例第3号）第4条第1項に掲げる者となる者について適用し、同日前に同項に掲げる者であった者については、なお従前の例による。